

第三十回国会 大蔵委員會議録 第二一號

昭和三十三年十二月十七日(水曜日)委員長の指名で、次の通り小委員及び小委員長を選任した。

- 税制並びに税の執行に関する小委員
足立 篤郎君 内田 常雄君
押谷 富三君 鴨田 宗一君
夏堀源三郎君 濱田 幸雄君
古川 大吉君 細田 義安君
毛利 松平君 山村庄之助君
山本 勝市君 春日 一幸君
久保田鶴松君 竹谷源太郎君
松尾トシ子君 横山 利秋君

- 金融及び証券に関する小委員
足立 篤郎君 荒木萬壽夫君
内田 常雄君 奥村又十郎君
鴨田 宗一君 小山 長規君
田中 角榮君 竹下 登君
福田 一君 古川 大吉君
福永 一臣君 細田 義安君
毛利 松平君 春日 一幸君
竹谷源太郎君 平岡忠次郎君
廣瀬 勝邦君 松尾トシ子君
山花 秀雄君 横山 利秋君

- 国有財産に関する小委員
押谷 富三君 進藤 一馬君
南條 徳男君 西村 英一君
早川 崇君 藤枝 泉介君
坊 秀男君 山本 勝市君
佐藤觀次郎君 田万 廣文君

- 山下 榮二君 山本 幸一君
横路 節雄君
国有財産に関する小委員長 押谷 富三君
専売事業に関する小委員
奥村又十郎君 網島 正興君
進藤 一馬君 西村 英一君
濱田 幸雄君 福田 一君
福永 一臣君 山下 春江君
石野 久男君 田万 廣文君
廣瀬 勝邦君 山花 秀雄君
専売事業に関する小委員長 山下 春江君

- 昭和三十三年十二月十七日(水曜日)
午前十一時一分開議
出席委員
委員長 早川 崇君
理事足立 篤郎君 理事小山 長規君
理事福田 一君 理事坊 秀男君
理事石野 久男君 理事佐藤觀次郎君
理事平岡忠次郎君
荒木萬壽夫君 奥村又十郎君
押谷 富三君 鴨田 宗一君
進藤 一馬君 夏堀源三郎君
西村 英一君 濱田 幸雄君
古川 大吉君 細田 義安君
毛利 松平君 山下 春江君
山村庄之助君 山本 勝市君
石村 英雄君 春日 一幸君
田万 廣文君 竹谷源太郎君
廣瀬 勝邦君 山下 榮二君
山花 秀雄君 横山 利秋君
出席國務大臣 大蔵 大臣 佐藤 榮作君

- 出席政府委員
大蔵政務次官 山中 貞則君
大蔵事務官 正示啓次郎君
(理財局長)
委員外の出席者
大蔵事務官 佐藤觀次郎君
(大臣官房日本専売公社監理官) 村上孝太郎君
大蔵事務官 小熊 孝次君
(主計局法規課長) 松隈 秀雄君
日本専売公社総裁 冠木 四郎君
日本専売公社理事 小林 章君
(販売部長) 脳部長 坂井 光三君
専門員 拔井 光三君

十二月十七日
委員石村英雄君辞任につき、その補欠として久保田鶴松君が議長の指名で委員に選任された。
十二月十六日
所得税法の一部を改正する法律案(佐藤觀次郎君外十三名提出、衆法第六号)は本委員会に付託された。
本日の會議に付した案件
参考人出席要求に関する件
賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の發行に関する法律案(内閣提出第八号)
所得税法の一部を改正する法律案(佐藤觀次郎君外十三名提出、衆法第六号)
専売事業に関する件
○早川委員長 これより會議を開きます。賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案に対して質疑があればこれを許します。御質疑はございませんか。御質疑がございませんので、これにて本案に対する質疑は終了いたします。これより討論に入りたいと存じます。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
これより採決に入ります。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り可決いたしました。

質疑があれば、この際これを許します。横山利秋君。
○横山委員 先般の委員会におきまして、あらまし質疑を終えてはおりますが、いよいよ法案を上げるに先だちまして、さらに念のために大蔵大臣に伺っておきたい点が二、三ございます。その第一点。先般の問題の焦点でありました点は、アメリカにおける景気上昇の度合い、それから、公定歩合の引き上げの状況からいって、今日アメリカにおいて外債を募集すること、世界銀行の利率等からの関係を考えていたしますときに、果して、外債を募集するにしても、適当であり妥当であらうかということが残されておりました。その場合、大蔵大臣の答弁いたしましたしては、法律案は通してもらえけれども、もしも、これをアメリカへ持っていった場合において、利息が高いようであるならば、外債は必ずしも募集しない、こういうお話があったわけでありました。その後池田元大蔵大臣がアメリカに行かれ、また一萬田前大蔵大臣がアメリカへ行かれ、その間の事情が新聞に若干載っておりますのでありますが、今日現在の状況として、外債をアメリカで募集する条件について、大蔵大臣はどういうふうにお考えであるか、伺いたいのではありませんか。
○佐藤國務大臣 前国会におきまして、委員会を通じてお答えをいたしました考え方に、今日も変わりございません。今日皆様の御審議を終えて本案が成立することになりましたら、しか

る上で交渉を持つつもりでございませぬ。またたいていまでもところ積極的  
に具体的な交渉を持っておりませぬ。  
しこうして、アメリカにおける景気の  
状況等は、非常に急激な変動はないも  
のだと予測いたしております。特に年  
が明けまして一月、二月というよう  
な月、アメリカの金融市場も比較的閑  
散な時期でありまして、こういう際  
に具体的な交渉に入ることができると  
いふことは、当然にとりまして、  
有利なものにおいて話を進め得るの  
ではないか。この点は、池田元大蔵大臣  
がアメリカに参りまして各方面を打診  
したところも同様でございませぬ。従  
いまして、何とぞ、皆様方のお力によ  
りまして、すみやかに本法律案の成立を  
願ひまして、そして私どもが具体的に  
折衝し得るような段階に一つ御協力を  
願ひたい、かように考えておる次第で  
ございませぬ。

○横山委員 非常に抽象的なお話でござ  
いませぬが、少くとも世界銀行の金利  
が五分七厘五毛、最近六分になるよう  
であります。この際に、アメリカにお  
いて募集いたします外債が不利であ  
るならば募集しないというあなたの先  
般の表現は、アメリカの経済事情がど  
ういう事情にあり、どの程度でこれが  
実現できるかという見通しをお持ち  
になっておるのではないかと思ひので  
あります。いささかその具体的な点に  
ついて説明をしていただきたいのであ  
ります。

○佐藤國務大臣 前国会に本委員会を  
通じて申し上げましたように、金利が  
当方にとりまして非常に不利である  
という場合におきましては、これの具体  
化は差し控える、こういう考え方に  
変

りがない。この点は今日重ねてお答え  
をいたしておきます。また、世界銀行  
の金利自身が最近変わったのではない  
か、こういうお話でございませぬが、た  
だいままでのところ、世銀の金利自身の  
引き上げは行われておりませぬ。これ  
は将来の問題といたしまして引き上げ  
があるのではないか、こういうような  
心配を一部でいたしておりますが、た  
だいままでのところそういうものはご  
ざいませぬ。この点ははっきり申し上げ  
ることができるとございませぬ。

なおまた、この年末までに、アメリ  
カ市場におきまして第三国が外債を募  
集しておる実例等もございませぬ。オ  
ーストラリアの外債も発行いたして  
ございませぬ。これはもちろん日本と  
オーストラリアとの経済力の相違等が  
ございませぬ。私どもが交渉する場合  
に、直ちにこれを採用すると申すわけ  
ではございませぬが、そういうことも  
最も近い先例として考え得るのではな  
いか、かように考えておる次第でござ  
いませぬ。このオーストラリアの外債  
の条件などは、たゞいま私どもは詳  
しいものをつかみ得ない、こういう状  
況にございませぬ。しかし、私どもが今  
つかんでおるところでは、比較的有利  
な条件下において結ばれておるのでは  
ないか、かように考えませぬ。この資料  
などは日本の外債発行の場合に私ども  
が取り上げ得る参考材料だ、実はかよ  
うに考えておる次第でございませぬ。

○横山委員 もう一、二点でございま  
す。  
この外債についての経済政策上の矛  
盾点は、次のように私どもは主張いた  
したのであります。そのときに大臣

がおられませぬでした。これは、円資  
金調達のための外資導入に非常に警戒  
をなさっていた政府が今外債を募集す  
る、こういうことの矛盾、第二番目に  
は、国内で円資金を出しておる経済開  
発は消極的でありながら、外資を導入  
して行ふ経済開発は積極的であるとい  
う矛盾、第三番目は、自己資金である  
外資はほんどんなためながら、外国から  
の借款に血道を上げることの矛盾、第  
四番目は、不況対策は国内政策として  
とらないのに、外資を借りて経済成長  
率を高めるといふことの矛盾、これら  
の矛盾については、今日まで政府側か  
ら十分な説明がなかつたのでありま  
す。今明年度の予算編成期に差しか  
かつておられますから、これからの問題  
として、外資導入という一つの経済政  
策の太い筋道を通すについて、明年度  
の予算の過程でこれらの矛盾を解消な  
さるといふのであるならば、これはあ  
る程度筋道が通るのであります。大  
臣としてこれら今あげました矛盾を明  
年度の予算編成の過程で解決をなさ  
ていくつもりであらうかどうか、これ  
をお伺いをいたします。

○佐藤國務大臣 経済政策の基本の問  
題につきましましていろいろ誤解があるの  
ではないかと思ひます。私どもは、外  
資あるいは円、こういうようなもので  
別に区別をいたしておるつもりはござ  
いませぬ。国内の産業開発のために、  
あらゆる方面からの資金調達を計画し  
て参っております。同時に、経済の向  
上発展のために、各方面から、内外と  
も資金の調達をはかっておりますが、  
同時に、流通円価の維持といひます  
か、安定といひますか、これについて  
は絶えず留意いたしておるのでござい

ます。この観点に立ちまして、その資  
金の使い方にもおのずから区別があ  
る。この点は御了承いただきたく思  
うのでございませぬ。

外資導入については、今回外債発行、  
かような形式をとりますが、前国会に  
おきましてもしばしば御説明いたしま  
したように、すでに世銀その他から国  
内に導入されておるドル資金というも  
の相当多額に上つておるのでござい  
まして、この三千万ドルの外債発行  
ということ、初めて外資が入つてく  
る、こういう状況なものでないこと、  
これは一つ御了承いただきたいと思  
ひます。同時にまた、世銀その他  
のものが入つておられますが、いわゆる  
基幹産業に対する融資の道は、たゞ  
世銀等、まあ特殊の国際金融機関か  
らその資金を得る方法がございませぬ。  
その他の産業の面等におきましては、  
特許権その他の名目のもとにおいて相  
当の援助を受けておる。これらの点も  
一つ念頭に置かれまして、産業の向上  
発展のために、政府といたしまして  
は、円資金なりあるいはドル資金な  
り、そのいずれにいたしまして、こ  
れを経済発展のために協力できるよ  
うな態勢に持ち込むという考え、こ  
れはもちろん従前と変りはないこと、  
これをこの機会に重ねて申し上げる  
のでございませぬ。

同時に、先ほど注意の点として申し上  
げましたように、通貨自身の価格の安  
定ということには特段の留意を払つて  
いくんだ、そういう意味で、予算編成  
等におきまして、おのずからこの面  
からの制約を受けていく。今まで申し  
上げておられますように、一般会計予算

としてはどこまでも均衡予算をとつて  
いく、同時にまた、財政資金等にお  
きましては、産業開発の面におきま  
して十分考慮の点では考慮して、こ  
ういふような点は考慮して、経  
済の需要にこたえていく、財政投融資  
計画を立てていく、まあこういう考  
え方を持っておるのでございませぬ。

○横山委員 アメリカ経済との関連  
を、私どもとしては、すみやかに円滑  
に、できれば円滑に断ち切つて——断  
ち切るといふのは語弊がありますが、  
今日の負担を軽減することが必要であ  
ると私考えておるのであります。今外  
債をアメリカで募集することによつて  
アメリカ経済に負う一つの借金は、そ  
れはそれ、これはこれということでは  
済まないと思ひます。今日ア  
メリカとの交渉の問題の中に防衛分担  
金の削減の問題がございませぬ。それ  
から第二番目に、先般私私が強く心配  
いたしておるのでございませぬが、イ  
ロア資金、ガリオア資金の返済の問題  
もアメリカからはやいやいと言われて  
いる問題であります。かて加えて、本  
来ならばこれは世銀から借りた金で  
あることは、御存じの通りであらう  
と思ひます。これらの関連の問題が、  
この外債を募集することによつて、ア  
メリカ経済におんぶをするることによ  
つて、今言いました第一の防衛分担金  
の返済に影響はないか、またどうい  
う交渉を行なつておるか、イロア資  
金、ガリオア資金の返済について公約  
をしないか、この点はどうかと思  
ひます。今後の世銀に対する借款の、  
すでに新聞にも出ておるのであります

が、

が、

東海道線を初めその他の問題について話をかけられておるようであり、この交渉はどうか等、これに直接間接に関連をいたします諸問題についての御説明をお願いいたします。

○佐藤國務大臣 結論から先に申し上げますと、防衛分担金の交渉とあるいは特別援助物資の跡始末であるとか、その二つには関係はございません。今後の問題といたしまして、防衛分担金の問題は防衛分担金の問題として、アメリカと交渉を進めていく考え方でございますし、また特別援助物資に対する跡始末の問題は、前国会において大蔵委員会を通じてお答えをいたしましたように、わが国の賠償問題等で見通しがついた後にその問題にとりかかるということでございます。この問題の交渉はしばらく時期を延ばしておるという段階でございます。また、第三の国鉄新幹線の建設等における外債等につきましては、これは、外債にするかどうか、どういう方法にするかは別といたしまして、外国資金の援助を受ける必要があるのではないかと、この考えから、今回その方面の関係の人たちがアメリカから参りましたときに、十分国鉄当局とも話し合いをさせ、同時に、実際にその調査に乗り出さして、深い理解を持って帰っておるような次第でございます。この問題は、基本的には、新幹線を取り上げるという問題なり、またこれをいかに実施していくかという問題とももちろん関係のあることでございます。そういう場合に、内外の資金をいかなる方法で調達していくかということでございますが、ただいままでのところは、こ

の外貨債の発行が悪影響をもたらすというふうなことにほらなるならぬと思っております。むしろ、私どもの交渉次第によりましては、おそろこの鉄道建設ということが決定され、その資金を確保する、こういう場合に、好影響をもたらすような方向でこの話は進めるべきではないか、実はかように考えて、ただいま取り組んでおる次第でございます。

○早川委員長 竹谷源太郎君。

○竹谷委員 ただいま議題になっておる法律案は、第一条によって、ドル表示の公債を政府が発行する権限を認める、あるいは第三条で、アメリカ合衆国ドル表示の借入金をする権限を政府に与える、こういう法律案のものであります。これは、ドル表示のものであれば、募集の地域はどこでもよろしいか、北アメリカ合衆国だけであるか、あるいは欧州でもいいか、カナダでもいいか、ソビエトでもいいか、それをお尋ねいたします。

○佐藤國務大臣 竹谷委員にお答えいたします。

過去、アメリカで募集されておるドル資金の外債が、アメリカ市場で消化されないで、欧州市場で消化されたという話をしばしば聞くのであります。が、今回の金額はきわめて——きわめてと申しますが、少額でございます。すし、この程度はアメリカ市場でこれを消化する、こういうような話し合いで今日まで参っておる次第でございます。

○竹谷委員 大蔵大臣の答弁の裏は、そうしますと、ドル表示の金であればどこで応募してもよろしい。たとえソビエトなり中国が応募して

もよろしい。法律の条文上はそういう建前かどうか、それをお聞きしたい。

○佐藤國務大臣 法律的な議論はたいた言われるようなことになるかと思はれますが、実際に世話してあります幹事銀行等から見ますと、現実にはアメリカ市場で消化される、かように御了承いただきたいと思はれます。

○竹谷委員 まあ法律上では、どこで募集しても、どこが応募してもいい、こういうことになるが、現実には、今回はアメリカの応募に待つ、こういう趣旨であることはわかりました。まあいろいろ今後こうして借りようとするためのこれは第一段階の措置であると思うのですが、外債を発行する、それによって別に政治的にどうのこうのということはないと思はれます。ところが、だんだん金額が多くなり、いろいろな関係が出てきますと、これは非常に政治的な意味を持つてくる。商業的に外国から日本の必要な開発資金等を調達する場合、金利が安く相手がよければ、どこから借りてもいいのじゃないか。たとえば西ドイツは六十億ドルもの外債を持っておる、あるいはソビエトはもっと有利な低金利でもよろしい、こういうような場合には、商業的に有利な方から、何ら将来政治的な意味を持たせないで、一国だけに片寄った特別な経済的な依存関係を持たせない意味からも、諸外国から純経済的に募集することがいいと思はれます。これはどう考えるか。将来、西ドイツなりスイスなりソビエトなり、こういうところから借りる意思があるのか、今後も続けてアメリカだけしか

募集しないというお考えであるかどうか、承わっておきたい。

○佐藤國務大臣 理屈の問題もさることですけれども、こういうものは、やはり片一方から貸してくれらるというところが十分であり、こちらからも借りる。そうしてそれが相対として考えられるという自然な問題として、ただいまいろいろ具体的な場合を例示なすつて、この場合どうするか、こうするかというお尋ねでございますが、自然的にきまるのじゃないかと思はれます。

○竹谷委員 この間西ドイツのエアハルトが来て貸してもいいと言った。ソビエトも、もっと安い、年に一分くらいで貸してくれるか、こういう場合にも政府は拒否するか。アメリカからだけしか借りない意向であるかどうか。商業的にやったらどうですか、政治的にばかりきめなないで。

○佐藤國務大臣 ただいま結論として、別にこれは政治的にきめておるわけでもございません。これはむしろ経済的のコーンシャル・ベースできめておるのでございまして、その点は御意見の通りでございます。

○早川委員長 石村君。

○石村委員 先ほどから横山君の質問もあり、また前臨時国会でも相当の問題は論議されたと思はれますから、私は最後の機会に念を押す意味で簡単に御尋ねいたしますが、この三千万ドルの外債を発行するという趣旨は、結局の第一的というものは、円資金を必要とするという意味であるのか、それとも日本の外貨準備のためを一つは考へておるのか、どちらに重点を置いてこの外債の募集に乗り出しておるの

か、この点をお答え願いたいと思はれます。

○正示政府委員 この点はたびたび大臣からもお答えを申し上げましたと存じますが、外貨準備を蓄積すること、もとより外貨債の当然の効果として期待をいたしております。さらに国内におきまして必要な電源開発の資金というものにも当るわけでございまして、まさに一石二鳥をねらっております。

○石村委員 もちろん外債ですから、外貨準備にもかわつてくるということはおわかりなす、ただこの外債を三千万ドル発行しようとする第一目的です。これは並列的なものではなしに、やっぱり第一目的があるのじゃないかと思はれます。今日、日本の外貨準備の点からいけば、それほど三千万ドルが重要であるとは考えられない。従つてどちらかにやはり重点がある。将来の問題を考へておるのかもしれない。せんが、現在この法律をどうしても通して、こう大蔵大臣は先ほど懇願せられたわけですが、それほど重大なものなら、第一目的というものがはっきりしておるのじゃないか。また、円資金と申しますか、世銀が電源開発関係の一部削減した。そのためにやむを得ず円資金を目的としてこれは借りざるを得ないのだということかどうか。どちらが重点があると思はれます。その点をお答え願いたい。

○正示政府委員 お話の二つの機能につきまして、どちらが第一義的であるかというお尋ねでございますが、この点は私は客観的な情勢によっておのずから変わってくるかと考へられると思はれます。非常にこの外貨準備が枯渇しておるようなときにおきま

ては、もとより外貨準備ということに非常なウエートがかかると存じます。今日の事態のもとにおきましては、国際収支は非常に堅調な足取りをたどっておりまして、むしろ、今石村委員の御指摘のように、当面必要な国内における円資金という面がウエートが強くなっておるのではないか、こういうお考え方が存じますが、これらは、いおぼ客観的な情勢によりまして、おのずからそのウエートの置き方というものが変わってくるのではないか、かように考えております。

○佐藤國務大臣 今の話では不十分でございますし、お尋ねの点、あるいは少しぼけておるかと思いますが、この外債を発行したいという三千万ドルは、かねてから、電源開発所要資金といたしまして、世銀に対して約四千万ドル近いものを予定しておいたものでございます。この世銀からの融資というものにかわる意味において、この三千万ドルを発行しようということでございます。この点は、当初この外債法案を出した際に、世銀からの融資計画というものをよくお話しいたしましたので、今回のこの外債発行についての必要性はおわかりがただただおるのではないかと思ひます。従いまして、当ても申し上げましたように、外債の発行が非常にむずかしいような場合といえますか、これが不可能であるというような場合におきましては、従前通りに、世銀からの融資のワタシのものについては変りがないような処置をとるといふことは、実は申し上げて参つたのでございます。従いまして、この外債をこれだけ発行いたしました、結局この範囲だけ世銀のワタシ

が広がるということでございます。これがいわゆるドル資金がほしいのか、円資金がほしいのか、こういうことになつて、今のお尋ねのような議論になつておると思いますが、事情は、その当初の外債というが、外国からの資金を確保する。その計画の一部としてこのものを取り上げた。同時にそれが円資金として国内で使われる。こういうものではないか、かように思ひます。つけ加えて申し上げます。

○石村委員 大体、大蔵大臣の御説明で一応の考え方はわかりましたが、さういふと、今回は三千万ドルでういたしと、今回は三千万ドルで五千万ドルとかなんとかというふうなことを考えておるわけではない、この理解していいのですか。それとも、事情—事情といへば、将来いろいろのわけのわからぬことがあるのでしようが、どんだん外債を募集していかうという含みがあるのかどうか。どうも正示局長の説明だと、さういふ含みがあるようにとられるのですが、その点をもう一度はつきりさしていただきたい。

○佐藤國務大臣 ただいま石村委員がみずから自問自答しておられるような考え方ではないのだからと思ひます。いわゆる将来の問題は将来として考えるんだらう、今回は三千万ドルだらう、こういう冒頭のお考え通りでけつこうなのでございます。ただ、気持ちの上から申しまして、将来どんだん外債を発行するといふ、さういふような気持はもちろんでございませぬし、どんだん発した場合には、さういふものがどんだん引き受けられるとも実は考えられな

い。さういふ点はおのずから日本の持つ経済力というものを勘案して決定されるべきものでございませぬから、今外債の発行が成功したからといって、将来これでせきを切つて日本の負債がどんだんふえるのじゃないかというさういふ御心配はなさらなくてもけつこうじやないか。また私もさういふことを考える筋ではございませぬ。

○石村委員 円資金問題についてはまだいろいろ論議したい点もあるのですが、限られた時間ですから、それは後日に譲ります。

○早川委員長 これにて質疑は終了しました。

横山委員 簡単に、要点にわたつて、私は社会党を代表して反対討論を申し述べたいと思つております。

少くとも、一般的な経済事情の段階におきましては、外債を発行すべき理由がある点は三つだといわれておるのではありません。一つは、国内資金が不足する中で、経済成長率の向上を必要とする場合であります。一つは、外貨が逼迫する中で、外国での物資が必要であり、買入れをする場合であろうと思われまふ。第三番目は、資金の余つた国で金利が安いからという場合であり、非常に長い期間、長期に借りかえが可能であるとか、さういふいい条件がある場合に外債を募集するのが、一般的な理論であります。しかし、今回は、どう考えましても、そのいづれにも該当しない。要すれば、くどくどと大蔵委員会でも政府側にもその意向をただしたところ、とにかく、今少額ではあるけれども、長らくやら

なかつた外債を募集するという実績を一つ作つておいて、さういふ実績を作つた上において今後本格的なことをやりたい。その地ならしのためにやっておきたいのだ。これが政府側の言う私どもに対する一番説得力のある理由でございませぬ。しかし、それであるならば、今日どうして外債を募集しなければならぬという理由が生まれてこないのではありませんか。それかあらぬか、この外債に対する政府側の態度とございませぬ。たとえば、昨年のこととございませぬ。たとえば、一萬田さんとブ

ラック総裁との会見があつた場合に、拒否された。これはもうあかぬということになつた。その次に、本年の春でありましたか、フアースト・ボストンと一萬田さんとの間に協議があつて、また復活した。今年の六月に、IMFの渡辺理事を通じ、いろいろな理由をあげて、とてもこれはあかぬぞという話があつて、またあかぬだ。今度は世銀へ行つて、さうして佐藤さんが世銀からの借款に非常に努力をされた結果、世銀はお前の方で一つ自分の力を出してみる、さういふ話が一新聞に伝えるところとございませぬから、それはどうおっしゃるか知りませぬけれども、私は一般的に信じられておる理由を言つておるのであります。その外債によつて世銀に断られた結果、この外債というものがにわか登壇して参りました。さう一般にいわれておるのであります。二転、この三転の理由については、いろいろと政府側からのお話もございませぬが、それには私どもが信頼し得る理由といふものが足りないのではありません。その二転、三転をいたしました

中において、しかも、今日政府側の態度としていわれておりますのは、アメリカで外債を募集する、けれども、もしアメリカの経済事情が悪かつたならば、外債はあえて募集しない、これが政府側の態度であります。この最終的の態度といふものは、今言ひました二転、三転の事情を裏書きしていらるに私どもには考えられてならないのであります。

そこで、しからばこのアメリカにおける経済事情はどうであらうか。これは、もう、本委員会の質疑応答の中で明らかになりましたように、また大臣がみずから確かめられたように、アメリカの経済事情は、金融が少し逼迫をして参りまして、すでに数カ月前から公定歩合の引き上げが行われ、世銀における利子に接近をし、場合によってはそれが六分を割るかもしれない、実質金利は六分を割るかもしれないといわれておるような事情であります。さうであるといつたならば、さら

に今日外債をあえて募集しなければならぬという積極的な理由はなくなつて参ります。

私は、先ほどあなたに、外債を募集する立場と、今日までの政府側の経済政策との矛盾を、数点をあげて申し上げました。重ねて申しますけれども、円資金の調達のための外資導入に非常な警戒をされてきた政府が、外資導入を断固として推し進める法案を通せという経済政策との内外の矛盾が第一番であります。第二番目に、国内で円資金を出して行つた経済開発は、今日まできわめて消極的でありましたのかかわりませぬ、外資を借りて行つた経済開発は積極的にするという矛盾は、おおうべ

中において、しかも、今日政府側の態度としていわれておりますのは、アメリカで外債を募集する、けれども、もしアメリカの経済事情が悪かつたならば、外債はあえて募集しない、これが政府側の態度であります。この最終的の態度といふものは、今言ひました二転、三転の事情を裏書きしていらるに私どもには考えられてならないのであります。

くもないのであります。また自己資金である外資はぐんぐんためながら、本年度は四億ドルだとか五億ドルだとかいう数字がもう出ておりますのにかかりませぬ、外国からの借金になぜ今血道を上げなければならぬのか、なぜ自己資金である外資を使っていけないのか、そういう矛盾をこれはおおうことができません。それから、もう一つの理由は、不況対策をしないと言っているらしい。また不況でないと言っているらしい。けれども、これははかりに水かけ論だといたしまして、本年春以来の経済の低迷、横ばい、あるいは一部産業における危機というものは、何とおっしゃいますか。そういう経済政策に対してはきわめて消極的で、閣内における意見の対立も伝えられておるのでありますけれども、そういう国内政策における状況と、外資を借りて経済成長率の向上をはかるという立場というものの矛盾は、一体どういうふうになるのでございませうか。

私は、今この法案が上るに際し、ちようど側面明年度の予算編成が行われておるのでありますから、この明年度の予算編成というものが、今申し上げましたような諸般の事情、諸般の矛盾というものを埋めるものであるかどうかについて質問をいたしたのであります。編成過程であるからでありませうか、政府側の大臣の答弁はきわめて不十分な状況であります。また、願って参りますと、今日日本が外国に対して支払うべきいろいろな負債というものは、戦前の外債、世銀からの借款、賠償、経済協力

あるいはイロア資金、ガリオア資金等を含めますならば、相当多額なものであります。さらに、その他今日確定をいたしておりませぬイロア資金やその他の賠償を含めるときには、なかなか今日の日本の経済事情のもとにおいて容易ならざるものと思われるわけでありませぬ。しかるにもかかわらず、今日うしても必要とも思われぬ、積極的な理由があるとも思われぬ、外債に對しては、いろいろ二転、三転した結果、場合によっては、これは面子の問題とも私は思われるのでありますけれども、そういうお立場については、少しここで考え直しをなさる必要があるのではないかと、こう考えられてならないのであります。日本の経済というものがこれから一体どういうふうになるのであろうか。この外債が、一たん産んだ子供がどんどん成長いたしますということは、各国の外債の歴史的事情からいって、これは大きくなることとはあっても小さくなることはありませぬ。従って、今日、たつたとおっしゃるかもしれませぬが、この百億内外債というものが日本の今後の経済歴史の中で大きな障害となるといふことを、私はきわめて危険に存するのであります。もちろんそれは百パーセント危険であるといふことを断言はいたしません。経済歴史の中で、最初は小さかったこの外債が、ひいては内債となり、赤字公債と発展をせし、そして大きな障害を与えるであらうといふことを、今日の状況において予言をしなければならぬと痛感をするものであります。

以上いろいろと申し上げましたけれども、従って、このような事情のもとに

外債を發行することについて、私は日本社会党を代表いたしまして強く反対をいたします。私の討論は以上をもって終る次第であります。

○早川委員長 これにて討論は終結いたしました。

続いて採決に入ります。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早川委員長 起立多数。よって、本案は原案の通り可決いたしました。たな、この際お諮りいたします。ただいま可決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成並びに提出等の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

○早川委員長 次に、昨十六日付託された佐藤次郎君外十三名提出、所得税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を聴取することといたします。佐藤次郎君。

法律第十八条に規定する夜勤手当をいう。及びこれに類する給与で命令で定めるもの（それらの勤務一時間当りの額が、命令で定めるところにより通常の勤務一時間当りの給与額として計算した額の百分の二十五をこえる場合においては、そのこえる額の合計額に相当する部分を除く。）

附則

- この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。
- この法律による改正後の所得税法第六條第十五号に掲げる給与所得で昭和三十四年四月一日前の支給に係るものについては、なお従前の例による。

理由

夜勤手当の特質にかんがみ、夜勤手当には、所得税を課さないこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約五億円である。

○佐藤次郎君 ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

深夜の十時から早朝の五時まで、官庁、民間産業を問わず、業務の必要に応じて働く夜間勤務労働者の夜間労働に対して支給される金額は平均して僅少であり、実費支弁の内容を持って

いるにかかわらず、一般給与と同様の税率が適用されております。夜間勤務の特質は今さら言うまでもありませんが、肉体的、精神的な疲労のおびただしいものがありまして、人間として不規則な生活を重ねる結果、回復し得ない疲労が残り、平均年令についてまで影響することは統計にも明らかであります。従って、これらの者について、税制上からも措置すべきであるとの意見は数年前からございまして、すでに日直料、宿直料として支給されているものにつきましては、二十九年一月一日以降課税しない旨を、国税庁長官から通達が発せられております。かかるに、実際に働いている労働者の夜勤手当等について同時に考慮ができなかったことは、大蔵省として当時調査中として、時間の関係上からは、いえ、不均衡きわまるものがあるといわなければなりません。関係者の痛嘆しているところでございます。

夜間勤務者の種別、階層、金額など調査してみましたが、まことに気の毒であり、収入する夜勤手当等は、夜間勤務者が夜食するシナそば二はい分に該当するくらいのものであります。この際、実費支弁の意味において、非課税とする立法措置を講ずる必要があると存じます。労働基準法におきましては、夜勤手当は最低百分の二五としておりますが、率によつて恩恵が区々にわたるのを避けるために、この特例の限度率は基準法通りの百分の二五といたしてあります。また、これが適用されるのは、警察官、看護婦、交通労働者、その他民間産業にあって溶鉱炉を守つて働く夜間勤務者などでありまして、そう大きな金額にならないものと

推定をいたします。このくらの金は、政府において十分措置し得ると考ふる次第であります。

今日税制の特例は、各方面にわたりに行われておりますが、それらはほとんどが大企業、大口所得者に対するものでありまして、日本産業の基礎となっておりまして労働者に対する思慮は、ほとんど皆無であります。何とぞ、御審議の上、深夜黙々として産業復興、公共、治安、病人の看護、交通安全に携わっておりまして男女労働者諸君に対し深甚の考慮を払われまして、すみやかに可決されんことをお願いする次第であります。(拍手)

○早川委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。本案に対する質疑は次会に譲ることといたします。

○早川委員長 次に、専売事業に関する件について調査を進めます。

○石村委員 昨日から塩田整理問題についていろいろ伺っておるのであります。御答弁を見ましても、われわれの納得のいかないことが非常に多いのであります。大体、日本の過剰塩の問題は、何もきのうきょうに始まった問題でなく、この委員会では昨年から大問題になって、相当論議されてきた問題であるわけでありまして、ところが、きのうも、錦海灣の塩田問題が出ましても、これに対して総裁や大蔵大臣ははっきりした御返事をなさっていらっしゃいませんし、また、聞くところによりますと、大分県の豊後高田という

ところで、この夏もしきりにこのことは私は問題にいたしました。依然として流下式に転換が継続工事でやられていて、過剰塩で何とかしなければならぬというときに、新しくどんどんという流下式の転換だとか、あるいはまだ潮どめも終っていないというところを依然として継続させるといふことは、常識から考えれば、どうも納得いかないわけでありまして、何とかして塩田を整理しなければならぬという事態に立ち至っておるとするならば、たとえ許可は以前に行われておりましても、早晚廃止をさせなければならぬというところを考えますと、まだ完成していないところをやめさせる、流下式の許可は取っているが、まだ着手していないのなら、それを中止させるという、そういう措置が当然とられていいじゃないか。それを、以前許可しているからといってそのままどんどんやらせておる。そしてあとでこれを整理するということになれば、公社としても、国としても、きわめてむだな施設を知りながらやらせる、こういうことになる。従って、こういうことが現実の問題になっていくときには、まだ未完成のもの、着手していないもの、こういうものは、とにかく過去の見通しを誤まりという責任問題は別といたしまして、とりあえず中止させるというところが常識的な処置ではないかと思う。これを一向おやりにならぬのはどういふわけか、われわれ納得のいかないわけですが、この点まず総裁はどのように御理解になっておりますか。

○松隈説明員 ただいま御質問になりましたことにつきまして、この前の大蔵委員会におきましても御同様な質問がございまして、お答えを申し上げたのであります。製塩事業は許可事業でありまして、製塩設備の許可をいまして、許可を受けた者が製塩事業の施設を行います場合に、生産過剰であるというふうな見通しから、許可をした工事を取り消すというわけにはいきません。それからまた、停止を命ずるというようなことが話し合ひでできれば、それは別ですけれども、業者として株主関係、あるいは資本関係、金融機関の関係等がある、なかなか一たん始めた工事を中止は困難だと思ひます。従いまして、そういう中止を命ずるといふようなことになれば、補償等の問題も解決のめどを立てなければ、民業に干渉、圧迫を与える、こういうことになるわけでありまして、公社として法律の建前からそのことは非常に実行が困難であるということをお説明申し上げたので、御了承願っておるかと思うのであります。きょう重ねて御質問がございましたが、大体この前お答え申し上げたと同様の趣旨でございます。

それから、塩業審議会におきまして塩業の根本対策を立てるといふ場合におきましては、既設の塩田製塩、機械製塩はもちろんでありますが、現に起工中のものあるいは未稼働のものといふようなものを含めまして、塩業の根本対策を樹立し、塩業の合理化をはかるのにはどういふ整備を行なうたいいかというその段階においては、もちろん未着手のもの、あるいは起工中のものを含めての整理を審議しておりますので、これらについても既設のものをおあわせて審議の結果の答申がいただける、かように考えております。

○石村委員 そういう御答弁は前から聞いておるが、それが理解できないから重ねて聞くわけなんです。なるほど、着手途中のものをストップさせる、それに対しては補償しなければならぬということでは当然でございます。しかし、それができ上ってもやはりそれをやめさせなければならぬから、今の塩田整理という問題が起るわけでありまして。そうするとすれば、まだ途中をやめさせた方が補償額が少なくて済むわけなんです。国家的にもその方が有益なわけなんです。役にも立たぬものをどんどん作らして、そうしてやめさせて補償する、こんなばかげたことはいないわけなんです。だから、それを法律的にはどうもしょうがないといつて、いつも答弁されることが、常識的にわれわれは理解できないかと言つておる。それは許可したのだからしょうがないといえ、行政的に話し合いがつかないのか、やれないのか。そこが不審でならない。これは大蔵大臣どのようにお考えになっておるか。一たん許可したから、先に行つてやめさせなければならぬということがわかつていながらも、それをどんどん継続工事を進めさせる。結局むだなものを作る。国民経済からいっても大へんなむだなことだと思ふ。

○佐藤國務大臣 先ほど来松隈総裁からのお話がございました。また昨日の当委員会におきましても私からお答えいたしました。どうもそれが納得いかぬから重ねて聞くんだ、こういうことでございますが、当時申し上げましたことは、こういういわゆる未着手のものだとかあるいは着工中のものを除外するとかしないとかいうようなことまでも含めて審議会が答申をする、せっかく今審議会にかけておる最中だ、こういうことを実は申し上げておるのでございます。法律的には、先ほど来申し上げますように既得権者であるということとはもうはつきりしている。あるいはそういうものをどういふような扱いをするかということも審議会が結論を出してくる、その結論を待たさずで大蔵省なり専売公社なりは処置をきめる、こういうことを実は申し上げておるのであります。この審議会が答申を出さない前に理論的な意見の交換をする、これは審議会に対しては、これは有力な参考資料を提供することになってけつこうかとも思ひますが、われわれ管理者側の者として、せつかく諮問している最中でございまして、その結論を見て、しかる上で処置をとる、こういうことを申し上げておるのでございまして。どうかこの点御了承いただきたい。

○石村委員 やはり了承できないわけなんです。(笑)審議会々々と言われるのですが、すべてを審議会に押しつけられるわけですが、審議会というものには総裁の諮問機関にすぎない。これに相談しなければ何もできないといふような法律的なものはないわけなんです。一たん許可したものを取り消すことは簡単にはできないといふことはわかりますが、少くとも、公社として、あるいは政府として、日本の塩業の現状から考えても、将来の対策というものの考えがある程度はあるはずだと思ふ。それがあれば、審議会の結論を待たなければならぬということなし

に、一応今までの入浜式を流下式にさ  
らに変わるという事は、それは場所  
のいろいろな問題があるかもしれませ  
んが、少くとも行政的に判断して、行  
政的な話し合いなり何なりが行われて  
しかるべきだと思ふのです。諮問機関  
のなになければ何もできません、そ  
んな総裁というものは、これはまる  
でポット、でくの坊で、無理に松隈  
さんがおいでにならなくても、だれが  
たつていいわけです。審議会にかけ  
はその結論でやればいい、それで責  
任が済む。そんなばかなことはない。  
法律的にどうしても審議会にかけてや  
らなければ何もできないという制度な  
ら、これはやむを得ませんが、それ  
は松隈さんなんかにわざわざわって  
もらう必要はない。どこの赤ん坊を  
抱えておいたっていい。これはどうも  
合点がいかない。松隈さんはそんな人  
ではないと思ふのです。不思議でなら  
ないのです。理解できない。大蔵大臣  
重ねて御答弁なさっても理解できな  
い。どうかもっとわかりいように答  
弁して下さい。

○佐藤國務大臣 その審議会が行政を  
するものではないことは、これは御指  
摘の通りでございます。しかし、常識  
的なものから申しまして、一たん話を  
しておるその途中において別な口で考  
えていくことは、これはあまり好まし  
い方法だとは思いません。従いまし  
て、審議会にかかっているし、何もか  
も答申に待つのだというよう無責任  
な話をしておるのではありません。  
この審議会にかけると自身も、これ  
はもうすでに話し合ひの上でそういう  
ことをいたしておるのでございますか  
ら、せつかく審議会にかかっている、た

いま審議しておる間だから、お待ち  
を願ひたい。御了承がいかぬとお  
っしゃいます。せつと御了承を願ひ  
たい。このように思ひます。  
同時にまた、実情として、ただいま  
監理官からも伺つたのでございま  
すが、ちょうど昨年の暮れのことだ  
可の未着手のものをの仕事をいか  
にするかという事を相談いたしました  
際に、昨年の暮れの公社と塩業者間  
の話し合ひでは、既認可のもので未  
着手のものについては仕事を継続さ  
す、こういう申し合せができていた  
のでございませう。この点は一つの事  
実としてつけ加えて御報告をいたし  
ておきます。

いろいろ法律論もあることだ  
と思ひますが、公社自身も、製塩状  
況が非常に伸びておる今日におきま  
して——今日突然整理だというよう  
な方向にきたわけではないし、過去  
におきましていろいろ工夫して参つ  
てきておる。従いまして、新規の免  
許などはやっておらないし、また既  
認可のものでも未着手のものも一方  
に進めさせるといふ処置もとらず、  
塩業者とも話し合ひをして、比較的  
業者と公社間においては事前の連絡  
もあつたやに伺つておるのでござい  
ます。これらの点もあわせてお話を  
いたしておきますから、御了承を願  
ひます。

○石村委員 そういう申し合せが行  
われたかもしませんが、しかし、そ  
のことがやはり問題だと思ふのです。  
今度これをやめさせれば補償しなければ  
ならぬ。今までの途中のをやめさせ  
ないで、どんどん完成させれば、その  
補償額は大きくなるわけなんです。これ  
は松隈さんのポケット・マネーで補償  
するのならば別だということはない  
ので、結局国民の金で補償するわけ  
です。ですから、当事者としては、日  
本の国内塩が現在の形ではこのま  
までは多くなつて困る、早晩整理  
しなければならぬということが一応  
はつきりした事象においては、やは  
りそのことを考へておやりになら  
なければならぬ、一たん許可したの  
だからもうしょうがない、どんでん  
やうで先度たくさん金を払つて補償  
してやればそれでいいのだという  
のは、これはあまりに国民に対して  
無責任な態度だといわざるを得な  
いでしょう。やはりあなたの方  
の考え、そういうことになるわけ  
なんです。これは私も不思議ですが、  
業者も非常に不思議に思つてい  
る。それを、松隈さんや大蔵大臣の  
考え、じゃ、不思議でない、当り  
まえのやり方だ、こう御判断なさ  
つておるのか。

○佐藤國務大臣 問題は、事情の  
変化というところが非常に大きい材  
料だと思ひます。おそらく、昨日も  
当委員会でお話ししたように、今日  
既認可のもので工事中にあるもの、  
これは、おそらく長い期間たつて  
いろいろ計画され、当時における  
近代的な施設として計画が進めら  
れた。そういう意味でこれが認可を  
受けて参つておると思ひます。従  
いまして、昨日来申し上げました  
ように、製塩の近代化をはかるとい  
う観点に立つても、いろいろの考  
え方をしておる。ただ在来の製塩  
業者をそれだけを在来の方法だけ  
で守れ、こうまで石村さんが言つ

られるとは思ひません。そういうもの  
も新しいものにならばいいじゃない  
か、こういう御議論だろと思ひま  
すが、経営規模その他のこともござ  
いませう、立地条件その他のことも  
ございませう、近代化の設備に  
変へるということが望ましいとい  
つても、必ずしも在来のものが直  
ちに変わらざるを得ない、どうい  
うことにはおそらくなかなかなり  
得ない、どうも思ひます。まして  
錦海湾の問題が論議になってお  
りますが、新たに埋立計画が実施  
されたとか、いろいろ土地の利用  
等を長い間かかつて研究された  
結果、その計画が了承されたとい  
うことになっておると思ひます。  
ただ、先ほども申し上げました  
ように、専売公社だけが単独な  
処置をとりまして一方的になると  
か、こういうものじゃなくて、最  
近のような情勢になつてくると、  
製塩業者との間に公社自身もし  
ばしば協議を重ねて来、実情に  
ついての正しい認識を持つ、こ  
ういふことで、製塩事業の今後  
のあり方と取り組んでおるので  
ございませう。そういう面にお  
いてもなおかつ専売公社だけの  
独断専行ではいろいろ不十分だ  
ろうというので、かねてからある  
審議会にも諮つて、各方面の意  
見を徴してりつぱな対策を立て  
たいといふのが、ただいまの現  
状でございます。従いまして、  
石村さんの言つておられること  
を私頭から否定したり無視したり  
する考へ方ではございませうが、  
ただいま申し上げるに、ただ既  
得権者であり、工事が途中なんだ、  
だから、整理をするにしても、こ  
れならば計画中だから比較的  
楽じゃないか、こういうふうな  
気持ちだけで処理はなかなかに  
できないのじゃないか、ということを  
、実は昨

日来申し上げておる次第でござい  
ます。そういう点御指摘になつた  
ようなことをやはり条件の一つと  
して、この審議会は十分考へてい  
く、そうして業界全体のあり方等  
についての構想をまとめていく、  
これが審議会の答申として出て  
くるのだと思ひます。もしも  
そういう点についての答申が不  
十分でありますれば、おそらく、  
専売公社は大蔵省の立場にお  
いて、また私どもは大蔵省の立  
場において、業界のあり方につ  
いての基本的な構想をまとめて  
いく、こういう考へ方でおる、  
この点をつけ加えておきます。

○石村委員 ちょっと途中で  
お尋ねいたしますが、審議会に  
付議されたのはいつですか。  
○松隈説明員 本年の七月  
であります。なお、先ほどの  
説明が不十分でありましたから、  
補足いたしておきます。公社  
限りで進行中のものをストップ  
できないといふふうにお申し  
上げなのであります。塩が生産  
過剰になつて参りまして、根本  
対策を立てることの必要が生  
じたので、塩業者との話し合ひ  
の結果、昨年の暮れに一応の  
申し合せ事項ができておるま  
す。これによりまして、国内  
塩業の合理化の促進及び経営  
基盤の強化のために、この際  
全国の製塩施設の整理、合  
理計画を作る、こういうこと  
になっておる。従いまして、  
整理をするのには、どうい  
うものがあるかと申しますと、  
まず第一に整理を希望する  
もの、それから明らかに非  
能率企業と認められるもの、  
という基準ができておるわけ  
であります。従つて、塩田を  
整理いたします場合には、第  
一順位であります。非能率企業  
である

第一類第五号 大蔵委員會議録第二号 昭和三十三年十二月十七日

七

かどうかということの判定をするわけでありませう。これは、既設塩田に限らず、すでに許可され、現に工事中のものを含めまして、果してその塩田企業が能率的であるか非能率的であるかということ判断してきめるのであって、単に既設であるか進行中であるかということでは判断しない、こういう申し合せになっております。そこで、この能率、非能率を判断する場合には、公社だけの判断にするよりは、せつかく塩業審議会というものがあるからして、この意見も聞いて案を立てた方がよろしいというので、昨年十二月、塩業者との申し合せの趣旨の具体的実現をはかります一つの方法として、塩業審議会の意見を聞いて、その答申を参酌してから具体化した、こういうことで進んでおるわけでありませう。

○早川委員長 石村君、まことに恐縮ですが、大臣も予定がございませうので、もし残っておりまして、あと一問くらいにして、明日も塩田に対するあれを予定いたしておりますから、本日はこの程度でいかがでございますか。

○石村委員 それでは、本日はこれで一応打ち切っておきます。

○早川委員長 それでは、参考人出頭要求の件についてお諮りいたします。専売事業に関する件について、明十八日午前十時三十分より、山口県塩業組合連合会会長時政鉄之助君、生島塩業株式会社専務理事南原正種君及び日本塩業労働組合連合会会長小山武次君、以上三名の諸君を参考人として出席を求

め、意見を聴取したいと存じますが、御意ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早川委員長 御意なしと認めます。よって、さように決しました。

明日は午前十時三十分より委員会を開催することといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十一分散会

〔参照〕

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第七号）に関する報告書  
産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案（内閣提出第八号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕